

岐阜市トライアル優良商品認定事業 実施要項

1 目的

この事業は、優れた新商品等（物品又は役務）を販売又は提供する市内の中小企業者を「岐阜市トライアル優良商品認定事業者」として岐阜市が認定し、積極的に PR 等を行うことにより、スタートアップ企業をはじめとした中小企業の販路開拓を支援するものです。

2 認定のメリット

- (1) 岐阜市トライアル優良商品は、岐阜市のホームページへの掲載など広く PR します。
- (2) 岐阜市の機関が岐阜市トライアル優良商品をその認定期間中に購入等（物品の購入及び借入、役務の提供）する場合は、競争入札制度によらない随意契約の方法により契約を締結することができます。
- ※ 岐阜市の機関と随意契約できるのは、岐阜市トライアル優良商品認定事業の認定事業者として認定された事業者です。代理店等とは随意契約できません。
- ※ 認定自体が岐阜市トライアル優良商品の購入等を約束するものではありません。

3 応募資格

認定を受けられるのは、以下の要件をすべて満たす方です。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を有し、事業を営んでいる者であり、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者であること。
 - ※ 申請者が会社の場合は、市内に本店又は主たる事業所を有することが必要です。
 - ※ 申請者が個人、組合等の場合は、市内に主たる事業所を有することが必要です。
- (2) 岐阜市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと。
- (3) 株式会社の場合にあつては、同一の大企業が発行済株式の 2 分の 1 を超えて所有していないこと。
- (4) 申請から認定の期間において、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。
- (5) 岐阜市暴力団排除条例（平成 24 年岐阜市条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

4 対象商品

本事業の対象商品は、市内の中小企業者（市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者）が販売又は提供を開始してから 5 年以内である物品又は役務（自ら開発し、消費者へ直接販売又は提供するものに限る。）です。

ただし、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における工法及び技術は除きます。

※ 物品と役務について

○ 物品・役務（サービス）のいずれかの区分を選択して申請してください。

【物品】

- ・ 既製品として生産されるもの。
- ・ 物品等買入れ契約により調達されるもの。

【役務（サービス）】

- ・ 各種サービスの提供を行うもの。
- ・ 発注者の仕様により生産・提供されるもの。

(参考)

- ・ 商品単体で動作するソフトウェアなど、その物品のみで機能・性能の提供が可能なものは、物品に区分されます。
- ・ 物品のみでは機能・性能の実現が困難なものは、役務（サービス）に区分されます。

5 認定基準

認定を受けるためには、上記 3、4 に該当する他に以下の認定基準をすべて満たす必要があります。

認定については、2 人以上の学識経験者の意見を聴取のうえ判定します。

- (1) 新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること。
- (2) 新商品等が、技術の高度化、生産性の向上又は市民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品等の生産、提供及び販売の実施方法や資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- (4) 申請の内容が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。
- (5) 申請の内容が公序良俗に反しない又は反する恐れがないこと。

6 認定期間

認定の通知をした日から 2 年後の年度末まで認定期間となります。

(令和 7 年度は、認定を通知した日から令和 10 年 3 月 31 日まで)

7 認定手続きの流れ

- (1) 認定申請書の作成・提出

申請書の項目をすべて記載してください。

↓

- (2) 書類審査

提出書類に基づき、認定要件を満たしているかを審査します。

↓

(3) 専門家等への意見聴取

「岐阜市トライアル優良商品認定制度 学識経験者意見聴取票」により、会議形式、個別の聞き取り、E-mail 等での方法で学識経験者の意見を伺います。



(4) 認定事業者の決定

認定事業者の適否（認定及び不認定）については、申請者に通知します。



(5) 認定事業者・岐阜市トライアル優良商品の公表

認定事業者や岐阜市トライアル優良商品の名称等を岐阜市ホームページ等で公表します。

8 スケジュール

認定申請書の提出	7月1日（火）～9月1日（月）17：00 必着
書類審査	9月（予定）
専門家等への意見聴取	9月（予定）
認定事業者の決定	10月（予定）
認定事業者・岐阜市トライアル優良商品の公表	10月（予定）

9 申請方法

「トライアル優良商品認定申請書」に以下の書類を添付し、下記提出先に郵送、持参または電子メールにて、1 部提出してください。

* 申請書様式は、岐阜市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.gifu.lg.jp/business/sangyoushinkou/1031855/1033191/index.html>)

<添付書類>

(1) 実施計画書

(2) 法人…定款及び登記事項証明書の写し

個人…住民票記載事項証明書及び市内に主たる事業所を有することが確認できる書類

※いずれの証明書も申請日前3カ月以内に交付を受けたものに限る。

(3) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る）又は、市税に係る徴収金の滞納状況照会に関する同意書（様式第4号）

(4) 直近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

※これらの書類がない場合にあっては、直近1年間の事業内容等を記載した書類

(5) その他新商品の詳細がわかる資料

※パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類

(6) 役員名簿（暴力団排除のため岐阜県警察への照会確認に使用）（様式第2号）

(7) 申立書（個人の場合）（様式第3号）

(8) その他市長が必要と認める書類

【提出先】

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市 経済部 商工課 スタートアップ推進室

電話番号：058-214-2771

メールアドレス：kei-shoukou@city.gifu.gifu.jp

10 留意事項

- (1) 市は、新商品等の品質や安全等を保証するものではありません。
- (2) 市は、新商品等の購入等を約束するものではありません。
- (3) 新商品等と同等品が契約締結前に市場に流通した場合には、随意契約によらず、同等品との一般競争入札による購入又は賃借となります。
- (4) 申請内容に含まれる著作物の使用に関し必要な事項は、申請者と市で協議の上、別に定めます。
- (5) 市は、認定事業者が行う事業活動や認定取消しにより生じた損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- (6) 審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じません。
- (7) 申請書等の提出された書類は返却しません。